

監督処分基準 新旧対照表

改正後	現行
<p>3 監督処分の方法</p> <p>(1) 地域</p> <p><u>監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。この場合においては、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあっては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあっては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員等が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。</u></p> <p>(2) 業種</p> <p>監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分</u></p> <p><u>建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団</u></p>	<p>3 監督処分基準の対象</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 業種等</p> <p>ア 監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。</p> <p>イ 営業停止処分は、公共工事の請負契約（下請契約含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合は、その営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

(4) 時期等

イ 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下、役職員という。）が逮捕された場合など 社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

4 監督処分の基準（基本的考え方）

(2) (1) 以外の不正行為があった場合

① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定、又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

(2) 時期等

イ 贈賄等の容疑で役員等が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

4 監督処分の基準（基本的考え方）

(2) (1) 以外の場合において、建設業法の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、入札契約適正化法第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定、又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

(新設)

監督処分基準 新旧対照表

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認められるときは、当該業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

6 処分の加重等

- (1) 不正行為等が複合する場合の監督処分
不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

7 その他

- (3) 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

8 施工期日等

- (1) この基準は、令和4年4月1日から施行する。

6 処分の加重等

- (1) 不正行為等が複合する場合の監督処分
不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は軽減を行うことを妨げないものとする。

7 その他

(新設)

8 施工期日等

- (1) この基準は、平成14年10月1日から施行する。

監督処分基準 新旧対象表

改正後				現行			
別紙1				別紙1			
2 請負契約に関する不誠実な行為（建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるもの）	② 一括下請負	イ 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したとき	営業停止 15 日以上	2 請負契約に関する不誠実な行為（建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるもの）	② 一括下請負	(新設)	
	④ 粗雑工事等により、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合		営業停止 15 日以上	④ 粗雑工事等により、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合	④ 粗雑工事等により、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合		営業停止 7 日以上
	⑤ ④のうち低入札価格調査が行われた工事である場合		営業停止 30 日以上	(新設)			
	⑥ 施工体制台帳等の不作成又は虚偽作成		営業停止 7 日以上	(番号ずれ)			
	⑦ 無許可業者等との下請契約	ア 建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結した場合	営業停止 7 日以上※2	⑥ 無許可業者等との下請契約	ア 情を知って、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結した場合		営業停止 7 日以上※2

監督処分基準 新旧対象表

		イ 特定建設業者以外の建設業者を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した場合				イ <u>情を知つて、特定建設業者以外の建設業者を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した場合</u>	
		ウ <u>情を知つて、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したとき</u>	<u>営業停止7日以上</u>			(新設)	
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	③ <u>健康保険法違反、厚生年金法違反、雇用保険法違反</u>	ア <u>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合</u>	<u>営業停止7日以上</u>	4 建設工事の施工等に関する他法令違反	③ (新設)		

監督処分基準 新旧対象表

		<u>イ ア以外の場合</u> <u>で役職員が刑</u> <u>に処せられた</u> <u>場合</u>	<u>営業停止 3 日以</u> <u>上</u>				
		<u>ウ 健康保険、厚生</u> <u>年金保険又は雇用</u> <u>保険に未加入であ</u> <u>り、かつ、保険担</u> <u>当部局による立入</u> <u>検査を正当な理由</u> <u>がなく複数回拒否</u> <u>する等、再三の加</u> <u>入指導等に従わず</u> <u>引き続き健康保険</u> <u>等に未加入の状態</u> <u>を継続し、健康保</u> <u>険法、厚生年金保</u> <u>険法又は雇用保険</u> <u>法に違反している</u> <u>ことが保険担当部</u> <u>局からの通知によ</u> <u>り確認された場合</u>	<u>指示処分</u>				
		<u>エ ウの指示処</u> <u>分に従わない</u> <u>場合</u>	<u>営業停止 3 日以</u> <u>上</u>				

監督処分基準 新旧対象表

別紙 2				別紙 2			
1 契約締結の過程に関する法令違反	② 特定商取引に関する法律違反	ウ 特定商取引に関する法律第7条等 ※3 に規定する指示処分を受けた場合	指示処分	1 契約締結の過程に関する法令違反	② 特定商取引に関する法律違反	ウ 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分
		エ 特定商取引に関する法律第8条第1項等 ※4 に規定する業務等の停止命令を受けた場合	営業停止3日以上			エ 特定商取引に関する法律第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	営業停止3日以上
<p>※3 第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）又は第56条（業務提供誘引販売取引）</p> <p>※4 第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）又は第57条第1項（業務提供誘引販売取引）</p> <p>※5 建設業法施行令第1条の2第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請負った場合については、各契約の請負代金の額の合計をもって判断額とすることとする。</p>				<p>※3（新設）</p> <p>※4（新設）</p> <p>（番号ずれ）</p>			